

山口県業務継続計画
(BCP)
〔大規模災害対応編〕

令和6年3月
山口県

目 次

共通編

1 策定の趣旨等	
(1) 趣旨	1
(2) 業務継続計画の効果	1
(3) 関係計画やマニュアルとの関係	2
2 業務継続計画の基本的な考え方	
(1) 業務継続の基本方針	2
(2) 業務継続計画の対象	3
(3) 業務継続計画の発動と解除	3
3 想定する災害、被害想定等	3
4 非常時優先業務と必要人員	
(1) 非常時優先業務の定義	3
(2) 業務開始目標時間	4
5 業務継続のための執行体制の確保	
(1) 職員の参集	4
(2) 職員の安否確認	5
(3) 職員の応援体制	5
(4) 専門職種の確保	6
(5) 指揮命令の確保	6
(6) 被災市町への県職員派遣	6
(7) 受援体制の確立	7
6 業務継続のための執務環境の確保	7
7 業務継続体制の向上	
(1) 教育・訓練	7
(2) 点検・改善	7

本庁編

1	想定する災害、被害想定等	
(1)	想定する地震	9
(2)	被害想定	9
(3)	ライフラインの被害、復旧予想等	10
2	非常時優先業務と必要人員・参集可能職員数	
(1)	非常時優先業務の選定	11
(2)	必要人員	12
(3)	参集可能職員数	12
3	業務継続のための執務環境の確保	13
	(庁舎、電力、水道、下水道、ガス・空調、エレベーター、通信、情報システム)	

出先機関編

1	想定する災害、被害想定等	21
2	非常時優先業務と必要人員・参集可能職員数	
(1)	非常時優先業務の選定	24
(2)	必要人員	25
(3)	参集可能職員数	25
3	業務継続のための執務環境の確保	28
	岩国・柳井・周南・山口・宇部・下関・長門・萩	
	(庁舎、電力、水道、下水道、ガス・空調、エレベーター、通信、情報システム)	

【別冊資料】 非常時優先業務等一覧

1 策定の趣旨等

(1) 趣旨

大規模な地震災害等が発生した際、地方自治体は、災害応急対策活動や災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う一方、災害時にあっても必要な業務は継続して行わなければならない。

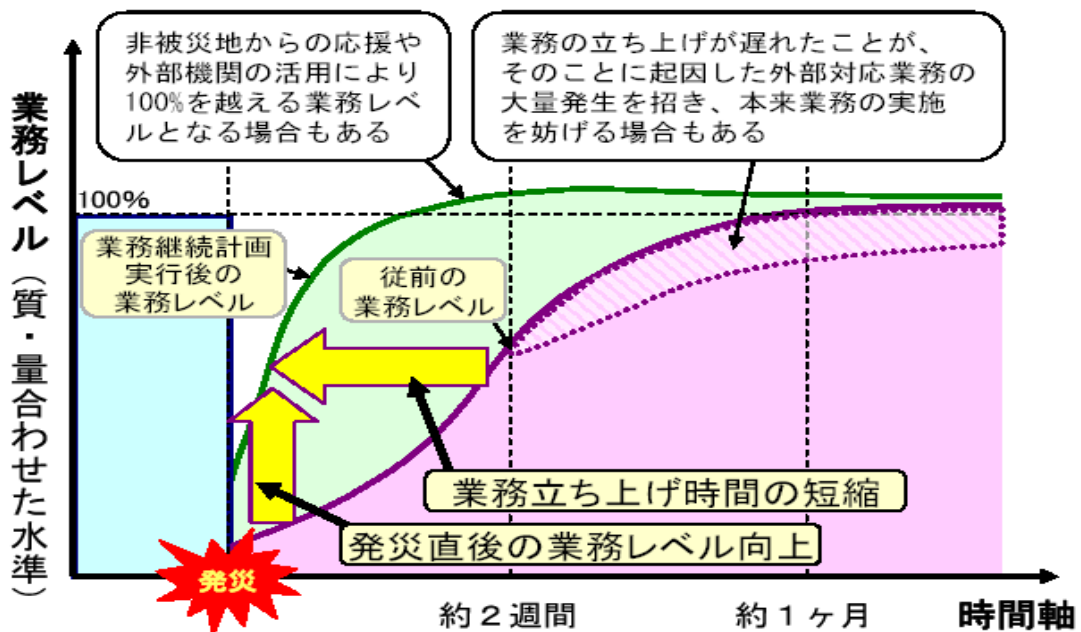
これらの災害に伴う応急業務や優先度の高い通常業務を、発災直後から適切に実施できるように、業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定する。

【業務継続計画とは】

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害に伴う応急業務及び優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切に業務を執行することを目的とした計画。

(2) 業務継続計画の効果

計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や、発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、下図のとおり高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



(3) 関連計画やマニュアルとの関係

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項が定められていることに対し、業務継続計画は、職員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合に非常時優先業務の継続的な運用を目的とするものである。

また、「受援計画」により、人的な必要資源の不足やスキル・ノウハウの不足を外部の資源を通じて確保する体制を整備する。

相互に支え合う計画間の関係性や連動性を踏まえて、これらの計画の検討・策定・見直しを行う。

【地域防災計画と業務継続計画の相違点】

区 分	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	県をはじめとする防災関係機関や県民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
対象業務	災害対策に係る業務が対象 (予防業務、応急業務、復旧・復興業務)	非常時優先業務が対象 (応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)
業務開始 目標時間	目標時間を記載している場合もある	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある

2 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 業務継続の基本方針

大規模災害発生時においては、次の方針に基づき業務を継続する。

- ① 県民の生命・財産の保護を最優先する。さらに、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う、県民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。
- ③ 非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するかまたは非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。

※方針・取組の検討に当たっては、男女比率やジェンダーに配慮した意見交換の場づくり等、男女共同参画の視点を取り入れた検討体制とすることで、災害対応における女性参画を向上させる。また、プライバシーに配慮しつつ障害者等の多様な視点を取り入れる。

(2) 業務継続計画の対象

本計画は、本庁舎及び出先機関の庁舎において業務を執行している知事部局、企業局、各種委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び教育庁を対象とする。

(3) 業務継続計画の発動と解除

1 発動基準

- 地域防災計画における緊急非常体制の配備*となったとき

※ 地震においては震度6強以上、風水害においては県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても災害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、全組織を挙げて災害対応が必要となるとき

- 県内の被害規模や対応状況から、災害対策本部長が必要と認めたとき

2 解除基準

災害対策本部長が、本計画の発動の必要がなくなったと判断したとき

(ただし、本計画の解除後も、災害復旧に関する業務を優先しながら通常業務を行う)

3 想定する災害、被害想定等

業務継続計画の策定に当たっては、まず検討の前提となる災害を特定し、当該災害が発生した際の、庁舎やライフライン等の被害を想定する。

本計画では、本県が実施した被害想定等の中から、庁舎が最も被害を受ける災害を想定する。

※本県が実施した被害想定等

「山口県地震被害想定調査報告書」(平成20年3月)、「南海トラフ巨大地震の被害想定結果」(平成26年3月)、「日本海で想定する地震・津波の被害想定結果」(平成27年11月)、「津波浸水想定(瀬戸内海沿岸)」(平成25年12月)、「津波浸水想定(日本海沿岸)」(平成27年3月)、県内各河川の浸水想定区域図

また、災害発生時刻等の発災条件により、社会的な被害や非常時優先業務を執行するための必要資源の確保状況が変化する。特に、勤務時間中か時間外かにより、執行体制は大きく変わってくる。本計画では、業務継続がより困難な条件の下で検討する観点から、発災時間帯は、「勤務時間外」を想定する。

4 非常時優先業務と必要人員

発災時、人的・物的資源が制約された状況で業務の継続を図るため、非常時優先業務を特定し、さらに、これらの業務をいつ頃までに開始・再開すべきか(業務開始目標時間)を検討する。

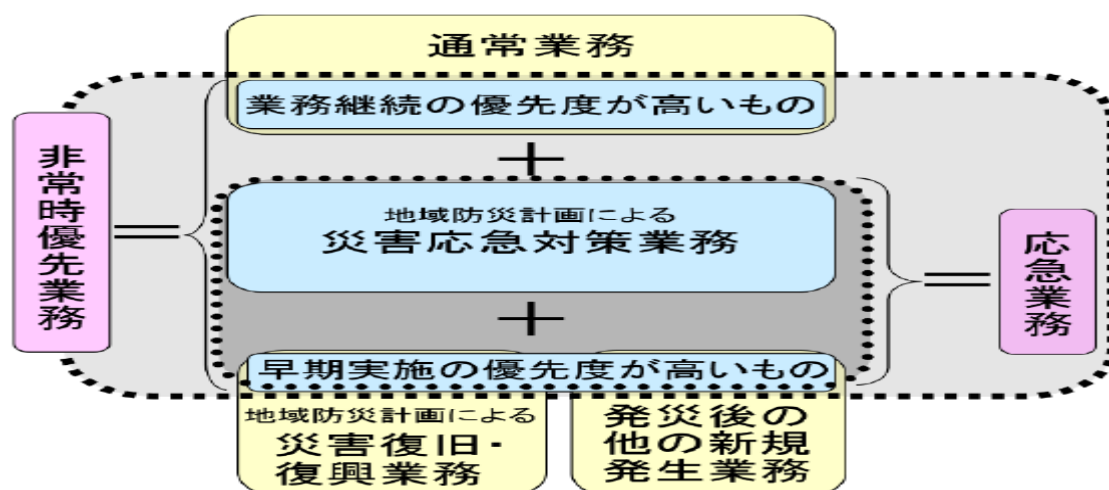
(1) 非常時優先業務の定義

非常時優先業務は、「応急業務」と「優先すべき通常業務」で構成される。

「応急業務」は、山口県地域防災計画に定める災害応急活動や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等である。

「優先すべき通常業務」は、通常行っている業務の中で、県民の安全の確保に直結するものや、業務の中断により県民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすものなど、発災後にあっても速やかな開始・再開が求められる業務である。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てる必要があるため、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で実施する。



(2) 業務開始目標時間

非常時優先業務の業務開始目標時間は、極力早期の業務再開を促す観点から、1時間、3時間、12時間、1日、3日、2週間と細分化した。

業務開始目標時間である「2週間」は、ライフラインの被害想定や復旧予測等を踏まえ、概ね業務実施環境が整って通常業務への移行が確立されると想定する期間である。

5 業務継続のための執行体制の確保

発災時、業務継続体制を確保するためには、非常時優先業務の執行に必要な人的・物的資源の確保状況を分析の上、不足が予測されるものについては、対策を検討する。

このうち、人的資源である職員のマンパワーについては、実際に登庁し、業務に従事できる職員数を時系列で把握し、これを非常時優先業務の必要職員数と対比することにより、業務目標開始時間ごとの過不足を算出、必要に応じ応援体制を検討する。

(1) 職員の参集

勤務時間外に大規模地震が発生した場合に参集可能な職員数について、職員の実際の居住状況を踏まえ、職員本人・家族の被災や交通事情等の参集条件を設定の上、時系列での参集予測を実施した。

【参集条件】

○ 参集率

本人や家族の死傷、救出・救助活動等への従事、発災直後の混乱等を考慮し、最大20%の職員が登庁困難と想定 → 参集率80%

○ 交通事情(登庁方法)

徒歩での登庁を想定。歩行速度は平常時4km/hとされているが、道路の損壊等を考慮して3km/hとする。

(2) 職員の安否確認

発災時に業務従事職員を確保するため、まず、職員の安否確認を行い、参集可能職員数を把握する。

① 安否確認のツール

非常時における職員間の連絡は、現状では、部局・所属単位で作成している連絡系統に沿って、電話により行う。

しかしながら、大規模地震の発災時は、一般加入電話、携帯電話ともに、輻輳により通話困難の状況が予想される。

このため、災害時の安否確認については電話での連絡に合わせ、輻輳による影響が少ない携帯電話メールを用いることとし、事前に、職員間でメールアドレスを登録しておくなど、具体的な措置を講じる。

② 安否確認の留意事項

○ 安否確認の報告は、各所属→各主務課→各部局主管課→人事課とする。

その際、各所属・各主務課・各主管課は、全体が把握できていない場合も、途中報告を行うなど、できるだけ早期の安否確認を行う。

○ 参集可能な職員は、安否報告ができない場合でも、まず参集することを優先し、途中で随時報告を試みる。

(3) 職員の応援体制

時系列ごとの参集可能職員数と必要人員数を予測したところ、本庁においては総職員数が必要人員数に足りているが、所属単位で見ると必要人員数に不足を生じているところがある。

また、出先機関においては、参集可能職員数が必要人員数を下回っている所属が多い。このため、全庁的な応援体制を組むこととし、次のとおり職員配置の調整を行う。

【災害時 職員配置調整】

- | | |
|------|--|
| 1次調整 | 部局内で調整（主務課・各部局主管課で対応）
※ 被災の少ない地域からの応援、本庁からの派遣など |
| 2次調整 | 部局内で不足が生じる場合は、他部局に応援要請（人事課で対応） |

(4) 専門職種の確保

非常時優先業務を遂行するに当たり、特別な資格や専門的な知識、技能等を必要とする場合は、資格職種等の必要数に対し参集可能者数が充足しているか、特に留意する。

参集予測により不足が想定される職種については、他部局の応援可能職員やOB職員を予め登録しておくなど、確保対策を講じる。

(5) 指揮命令の確保

発災時においても組織を維持し、業務継続を適切に行うためには、指揮命令系統の確立が重要である。

すなわち、組織上位者の意志決定が迅速・確実に伝わりとともに、それぞれの組織レベルからの報告の中で重要なものが組織上位者に的確に伝わるよう、部局・所属単位で指揮命令系統を確保する必要がある。

このため、発災時における、意志決定権者の不在等の事態を想定し、事前に、職務代行の体制を整備する。

また、災害時には多くの業務が輻輳することから、例えば、応急業務を部長が指揮し、通常業務を部次長等が指揮するなど、役割分担を予め明確化する。

【職務代行】

- ① 発災時の職務代行は、第3順位まで定めておく。
なお、職員の居住地等を踏まえ、必要な場合は、さらに後順位まで定めておく。
- ② 職務代行の順位は、原則として、山口県事務決裁規程第10条で定める代決者の例による。
ただし、同規程では、部局長及び所長については第2次代決者、課長等については第1次代決者までの定めしかないため、それより後順位の職務代行者は、事前に、指定しておく。（同規程第10条第4項は適用しない）

(職務代行の例)

職務代行の 対象者	職務代行者			備考
	第1順位	第2順位	第3順位	
総務部長	総務部次長	人事課長	(指定)	
人事課長	人事課副課長	(指定)	(指定)	

(6) 被災市町への県職員派遣

大規模災害発生時には、被災市町の行政機能の著しい低下が想定されることから、県では、発災時、迅速かつ円滑に被災市町を支援するため、「県職員被災市町支援チーム」をはじめとする県職員派遣体制を整備している。

【県職員派遣体制の概要】

- ◆ 毎年度当初、派遣予定職員名簿を作成
＜事務＞ 本庁は居住区域、出先機関は勤務公署所在地域をもとに県内7地域ごとの名簿を作成
＜技術＞ 本庁、出先機関とも、居住区域、勤務公署所在地域に関わらず全県一括の名簿を作成
- ◆ 災害関連業務の経験職員等を予め名簿に登録
- ◆ 発災時において被災市町から要請があった場合、必要な職種・人員を確認の上、名簿の中から派遣職員を決定
- ◆ 県職員被災市町支援チームは、大規模災害発生時、被災市町における災害対策本部の円滑な運営や被災建築物応急危険度判定等の早期実施など初動対応を支援

一般に、大規模災害時には、県、市町とも、多大な被害が発生している可能性が高いが、その場合でも、可能な限り、県の業務継続と市町への支援との双方を円滑に行い得る体制づくりが求められる。

このため、発災時には、被災市町への職員派遣を勘案して、前記「(3) 職員の応援体制」に定める職員配置の調整を行うとともに、必要に応じて、他県等からの応援職員を配置する。

(7) 受援体制の確立

別に定める「山口県災害時広域受援計画」に基づき、災害対策本部内に「応援職員等調整チーム」及び「緊急支援物資対策チーム」の2チームを設け、他県等からの広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる受援体制を確保する。

【応援職員等調整チームの概要】

- ◆ 総務部次長をリーダーとし、各担当職員が災害対策本部内で協議、共同で応援職員に係る調整を実施（技術職員の調整は、関係部局主管課）
- ◆ 応援職員の派遣・受入れに係る県内市町、知事会等との調整

主な担当事務	担当課
応援職員の調整等に関する事	人事課、関係部局主管課
市町との調整に関する事	市町課
知事会との調整に関する事	防災危機管理課・消防保安課、政策企画課
国（総務省）との調整に関する事	人事課、市町課

6 業務継続のための執務環境の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、上下水道等執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、庁舎ごとの施設機能について、現状や被災による影響、課題を分析の上、業務継続のために必要な対策を検討する。

7 業務継続体制の向上

業務継続への組織的な対応力は、教育・訓練や点検・改善等を通じ、継続的に向上させ、業務継続計画に反映させるとともに、当事者意識の喚起や継続的な改善につながるよう災害時の経験を伝承し、災害対応に係る具体的な課題認識や反省点を継承する。

(1) 教育・訓練

発災時に業務継続を適切に行うためには、本計画に定める取組を職員に周知、浸透させるとともに、発災時に実際に計画に沿って行動できるよう、対応能力の向上や実効性を高めていくため、次に掲げる訓練等を定期的実施する。

- 安否確認訓練（携帯メール等を活用）
- 防災行政無線（地上系・衛星系）による情報収集伝達訓練
- 公の施設における災害時体制の点検（モニタリング等を活用）

特に、発災時に組織の指揮を執らなければならない幹部職員は、自ら果たすべき役割について常日頃から認識し、発災時の対応を想定できるよう防災知識等の習得に努める。

(2) 点検・改善

本計画については、上記の訓練等を通じ、計画の実効性を点検するとともに、その際に発現した問題点や教訓を踏まえ、逐次修正し、組織全体で不断の改善を図る。

1 想定する災害、被害想定等

(1) 想定する地震

本庁舎に関して想定する地震は、山口市中心部に影響がある「山口盆地北西縁断層」(大原湖断層系の直下型地震)とする。

【山口市において想定される地震】

大原湖断層系の2つの活断層がある。

① 山口盆地北西縁断層 (M 6.6)

② 宇部東部断層+下郷断層 (M 7.0)

両者による山口市の被害想定は、負傷者数や家屋倒壊数等の人的・物的被害ではほとんど差はないが、ライフライン関係の被害は、①の方が大きいとされている。

なお、①は県庁の直下にある断層帯。

(2) 被害想定

当該地震により想定される最大の被害は、次表のとおり。

(平成20年3月「山口県地震被害想定調査報告書」(冬の昼12時、風速15m/sの場合)による。)

区 分		山口盆地北西縁断層	宇部東部断層+下郷断層
マグニチュード		6.6	7.0
地震動(最大震度)		6強	7
震 度 別 面 積 率	7	0%	0.2%
	6強	4.2%	14.5%
	6弱	25.8%	25.4%
	5強	35.1%	28.3%
	5弱	33.4%	31.7%
	4以下	1.5%	0.0%
人的被害		2,965人	2,917人
死者		501人	409人
負傷者		2,464人	2,508人

区 分	山口盆地北西縁断層	宇部東部断層＋下郷断層
物的被害（建物）	25,891 棟	26,063 棟
全 壊	6,237 棟	7,056 棟
半 壊	17,427 棟	17,742 棟
焼 失	2,227 棟	1,265 棟
ライフライン被害		
上水道（人口）	106,263 人	143,512 人
下水道（人口）	41,152 人	39,694 人
電 力（棟数）	63,013 棟	34,701 棟
通 信（回線）	1,602 回線	1,085 回線
ガ ス（世帯）	26,303 世帯	0 世帯

(3) ライフラインの被害、復旧予想等

山口市における電力等ライフラインの被害は大きく、業務資源の確保に大きな影響が想定される。それぞれの復旧予想は次のとおり。

区 分	被 害 状 況	復 旧 予 想 等
上水道	発災直後は、管路被害等により断水する可能性が高い	復旧は4日以内の見込み
下水道	機能しなくなる可能性が高く、水洗トイレの使用が不可に	復旧は上水道復旧後（1週間程度）
電 力	発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高い	復旧は5日以内の見込み その間は非常用発電設備の容量限度内で対応
通 信	断線の可能性が高い 輻輳による不通も想定される	復旧には10日から2週間程度要する見込み
ガ ス	発災後しばらくの間、供給が中断する可能性が高い	復旧には2週間程度要する見込み

2 非常時優先業務と必要人員・参集可能職員数

(1) 非常時優先業務の選定

本庁全所属で検討し、選定した結果、非常時優先業務は、437業務となった。

区 分	選 定 方 法	業 務 数
応 急 業 務	山口県地域防災計画で定める応急活動	205
優先すべき通常業務	主要な所掌事務のうちから各部局で選定	232
計		437

【主な非常時優先業務】

区分	応 急 業 務	優先すべき通常業務
総務部	災害対策本部の設置、運営 職員の安否確認、非常動員、派遣要請	公告式、県報発行 税務システム運用
総合企画部	やまぐち情報スーパーネットワークの管理 運用、知事会調整、政府国会等への要望 庁内情報システムの保安全管理	県民相談、県行政の広報 住民基本台帳ネットワークシステム運用
環境生活部	食品衛生、飲料水対策等の生活衛生対策 災害関連の県民活動、消費者相談	犯罪防止及び交通安全対策の総合調整 産業廃棄物の適正処理の指導
健康福祉部	災害救助計画の総括 医療機関連絡、調整	保健、医療及び福祉に関する総合調整 生活保護事務、身体障害者手帳の交付
産業労働部	電力の安定供給、生活物資の確保要請 被災による失業者への就職支援	商工業、労働に関する総合調整 労働相談
観光スポーツ文化部	鉄道等の輸送確保の要請 外国人の安全確保等の情報提供	観光・スポーツ・文化に関する総合調整 旅券の発給
農林水産部	農林水産業関係の応急復旧対策 家畜の管理、防疫及び飼料確保	農作物の生産に関する業務 漁業調整及び取締
土木建築部	土木施設の応急復旧対策 被災者への公営住宅提供、仮設住宅建設	道路、河川等の維持管理 建築物の許可・確認
会計管理局	応急救助経費及び義援金の出納 物資等の緊急・救援輸送の要請	現金の出納、保管 財務会計システム運用
企業局	ダム施設の応急復旧、二次災害防止 電力及び工業用水の供給安定対策	電気及び工業用水の供給 発電所、工業用水施設の保安対策
教育庁	児童生徒及び教職員の安否確認 避難施設となった学校施設の安全対策	学習指導、職業指導 入学者選抜

(2) 必要人員

各目標時間において、非常時優先業務を遂行するために必要な人員は次のとおり。

区 分	1 時間	3 時間	1 日	3 日	2 週間
総 務 部	34	76	109	114	134
総合企画部	11	32	54	65	77
環境生活部	5	31	69	79	81
健康福祉部	22	44	93	132	143
産業労働部	6	24	43	57	57
観光スポーツ文化部	5	16	29	28	35
農林水産部	10	57	102	132	140
土木建築部	35	92	119	143	146
会計管理局	4	10	30	29	24
知事部局計	132	382	648	779	837
企 業 局	5	18	36	22	21
教 育 庁	9	56	93	107	162
総 計	146	456	777	908	1,020

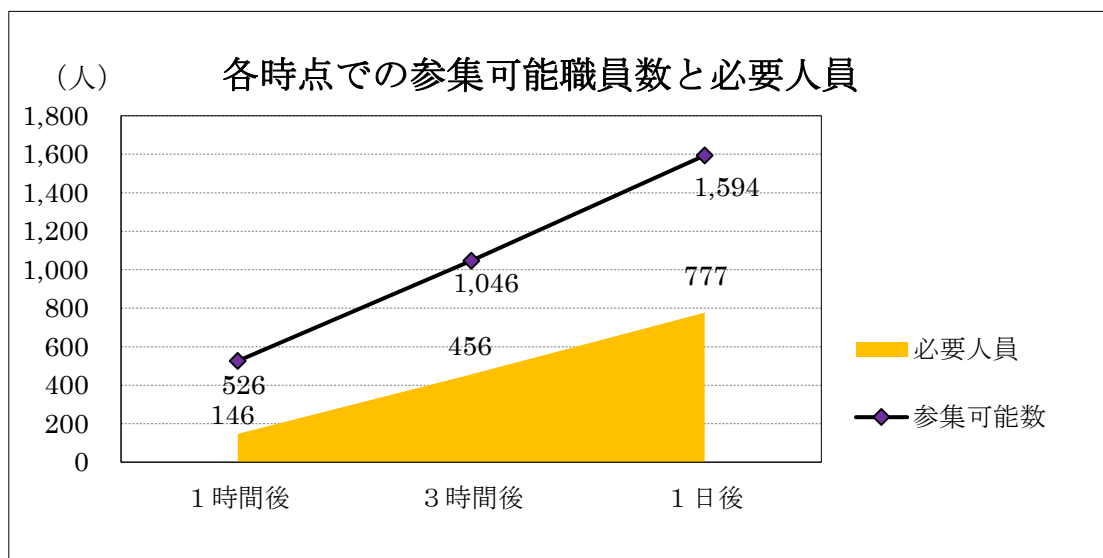
(3) 参集可能職員数

発災から時系列に参集可能職員数を予測した結果は次のとおり。

いずれの時間帯においても、非常時優先業務の必要人員数を超えており、総職員数の面からは、業務継続は可能となっている。

(単位：人)

区 分	1 時間	3 時間	1 日
参集職員 (A)	526	1,046	1,594
非常時優先業務の必要人員 (B)	146	456	777
差 (A) - (B)	380	590	817



3 業務継続のための執務環境の確保

1	庁舎
---	----

【現状】 ○ 本庁舎（昭和59年6月竣工）は、昭和56年に施行された改正建築基準法の耐震基準を満たしており、震度6強に耐えうる構造となっているため、損壊する危険性は低い。

○ なお、鉄骨構造の北庁舎は、改正建築基準法以前に竣工した建物で、耐震診断の結果、耐震性能が低いと診断されており、損壊の可能性がある。

【課題】 ○ 想定では、本庁舎の倒壊の可能性は低いとされているが、電源喪失等の理由による本庁舎の機能低下や使用が不能となった場合に備え、代替庁舎の確保等が必要となる。

【対策】

- ① 発災後、速やかに庁舎の被害状況を確認し、使用の可否を判断する。（応急危険度判定士等を活用）
- ② 被害規模に応じ、職員ホール（厚生棟）に災害対策本部を設置し、併せて政府現地対策本部のスペースを確保する。職員ホールが使用できない場合には、共用会議室（低層棟）を活用する。
- ③ 本庁舎が使用できなくなった場合には、耐震性を有しており、非常用電源、執務スペース等の確保が可能な山口総合庁舎を代替庁舎として確保する。
- ④ 代替庁舎においては、本庁舎を想定した災害対策本部・政府現地対策本部と同等の機能を維持する。

2 電 力

- 【 現 状 】 ○ 本庁舎の受電系統は2系統であり、電力供給中断のリスク低減措置は講じられている。
- 被災により、外部からの電源供給が2系統ともストップした場合は、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給する。

非常用発電設備

出 力	750kVA × 2基
燃 料	特A重油 10,000ℓ × 2基
稼働時間	発電機の最大運用負荷(1,030kW)で1日程度 業務継続に必要な最低限の負荷で3日(72時間)程度

※必要最低限の負荷に抑えるため、非常時には、県庁LANへ接続可能な機器を、各班ネットワークパソコン1台、各課プリンタ1台に制限することとしている。

- 【 課 題 】 ○ 非常用発電設備の稼働時間の伸長には、備蓄燃料の増量が考えられるが、燃料タンクの増設は、設置場所の制約があり困難である。

【 対 策 】

- ① 停電時には、使用機器の制限やエレベーターの稼働停止など、徹底した節電対策に努め、非常用発電設備の稼働時間を72時間分確保する。
- ② 電力が安定的に供給され、又は早期の復旧が図られるよう、電気事業者との間で、協力体制の充実を図る。
- ③ 民間事業者との災害時応援協定に基づき、電源や燃料等を確保する。
- ④ 必要に応じ、発電機のレンタル等により電源容量を確保する。

3 水道

- 【現状】
- 本庁舎への給水は、山口市の水道水と、県独自の雑用水（便所洗浄水として利用）の2系統がある。
 - 水道水は、受水槽に貯留後、本館棟屋上の高架水槽及び中間水槽にポンプアップし、自然流下により各所に給水している。
なお、水道水の揚水ポンプ等は非常用電源に対応している。
 - 雑用水は、一の坂川の河川水を専用管路により県庁まで導水し、濾過・消毒した後、雑用水槽に貯留している。雑用水槽からは、ポンプにより、高架水槽及び中間水槽にポンプアップし、自然流下により便所へ供給している。
なお、雑用水に係る揚水ポンプや送水ポンプは、いずれも非常用電源に対応している。

- 【課題】
- 発災時、水道水は管路の破損等による断水が想定される。
この場合、県庁舎の残留水による給水可能日数は、通常使用量で2日間程度である。（山口市の水道復旧予測は4日）

残留水	140 t 程度
使用量	70 t / 日

取水制限をかければ、参集可能職員及び応援人員を含めた2千人程度の4日間の飲料用水は、残留水で確保できる見込み。（衛生面からも、貯留日数は4日程度まで）

なお、非常用も含め電源が完全にストップした場合でも、水道水は受水槽下部の給水栓から取水できる。

- 雑用水についても専用管路の損壊等により、断水が想定される。
この場合の残留水による給水可能日数は、（電源が確保できるという前提で）通常使用量で3日間程度である。

残留水	350 t 程度
使用量	100 t / 日

取水制限をかければ、2千人の4日間の雑用水量は、残留水で確保できる見込み。

但し、下水道が使用できない場合は、雑用水は使用できない。

【対策】

- | |
|--------------------------------------|
| ○ 断水時には、残留水の給水期間ができるだけ伸長するよう、節水に努める。 |
|--------------------------------------|

4	下水道
---	-----

【現状】 ○ 本庁舎の排水ルートは低層階(B1F～2F)と高層階(3F～15F)で異なる。前者は下水道より低いため、一旦、貯留槽(B1F)に貯留した後、ポンプにて下水道に排水する。一方、後者は、自然流下で直接下水道に排水する。

【課題】 ○ 山口市の下水道施設が損壊した場合は、排水そのものができなくなる。また、低層階用の貯留槽も一日程度の容量しかない。

【対策】

○ 民間事業者との災害時応援協定の活用等により、前庭等のスペースに仮設トイレの設置を検討する。

5	ガス
---	----

【現状】 ○ 都市ガスから供給されたガスを冷暖房や給湯に使用している。

【課題】 ○ ガスの供給がストップすると、冷暖房・給湯が利用できない。

○ 発災後は、漏洩による危険性があるため、安全性が確認されるまで使用できない。

【対策】

○ ガス事業者に漏洩等の点検を要請し、発災後速やかに安全確認を実施する。

6	エレベーター
---	--------

【現状】 ○ 本庁舎のエレベーターはいずれも管制運転機能が備わっているため、発災直後、最寄りの階に着床することから、閉じ込めが発生する可能性は低い。
なお、非常用電源にも対応している。

【課題】 ○ 電力の消費量が大きいため、非常電源使用中は、稼働を停止するなど極力動かさないよう努める必要がある。

○ エレベーターの復旧は、管理会社で対応する必要がある。

○ 発災後、エレベーターが自動休止した場合は、安全性が確認されるまで使用できない。

【対策】

○ 管理会社に優先的な点検等を要請し、早期復旧に努める。

7	通信
---	----

【現状】〔NTT回線〕

○ 電気通信事業者の設置している通信用地下ケーブルの耐震性能の把握が困難であるため、断線の可能性については言及できないが、NTT局舎から本庁舎までは、地下埋設の光ケーブルを使用し2ルート化されており、リスクの低減が図られている。

○ 通信用の電源は、一般の電気設備（照明やコンセント等）とは別の配線としている。停電時には、庁舎用の非常用発電設備から電源を供給することとしており、バックアップとして防災用の非常用発電設備からも3日間程度は供給が可能である。さらに通信管理室に庁内電話交換設備用のバッテリーを備えているため、非常用発電設備が起動しなかった場合でも24時間程度は、電話機への電力の供給ができる。

○ 災害時優先電話が69回線分確保されており、各課室に1台程度は、発信規制や接続規制といった通信制限がかかった場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。

○ 輻輳により外線との通信が困難な場合も、内線電話による庁内各課との連絡は支障なくできる。

〔防災行政無線〕

- 県は、災害時、県出先機関、市町、消防本部、防災関係機関との通信を確保するため、地上系と衛星系の2系統の無線システムを整備している。
- 地上系は、17カ所の中継局により全県をカバーしており、各中継所はそれぞれ非常用発電設備及びバッテリーを備えている。
- 防災行政無線は、庁内のいずれの電話機からも使用できる。

〔衛星携帯電話〕

- 防災危機管理課が5台所有している。通常の携帯電話が輻輳している場合でも、通信が可能である。

〔情報通信ネットワーク（YSN）〕

- 県と市町等との間で、情報を共有、発信するための通信にYSN（やまぐち情報スーパーネットワーク）を使用しているが、YSNは、断線した場合に備え、迂回ルートを確認しており、災害の影響を受けにくい設計となっている。

- 【課題】
- NTT回線は、断線等がない場合でも、輻輳により通信が困難になる可能性が高い。その場合でも、災害時優先電話は通信できる（発信のみ）ため、その仕組みについて、職員の周知が必要である。
 - 防災行政無線は、専用の無線回線での構築であるため、信頼性の高いシステムであるが、接続先によっては回線数が限定される。（地上系10～1回線、衛星系2回線）
 - 衛星携帯電話は本体、通話料金等が高額である。
また、現在、全国的に機器数が急増傾向にあり、将来的には、通常の携帯電話と同様、輻輳することが懸念される。

【対策】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害時優先電話について、職員に周知を図る。マーキング等により、一見して判別できるようにしておく。② 防災行政無線は、いつでも使えるように、職員に研修しておく。③ 防災行政無線は、回線数が限定されているため、災害対策本部が優先使用とする。また、通話時間を最短にするよう心がける。④ 衛星携帯電話は、通常時は使用する機会がほとんどないため、電池切れ等がないよう定期的な点検等を継続していく。 |
|--|

【現状】 ○ 県庁LAN、グループウェアをはじめ、財務会計、人事給与、税務等の主要システムの機器は、電子計算機室に配備されている。

(電子県庁関係の機器は本庁舎外のビルに配備)

○ 電子計算機室では、機器を収納しているラックを建物に固定するなど、厳重な耐震措置がとられていることから、ハードウェアの損傷の可能性は低い。

ただし、データが格納されている装置が、振動により損傷する可能性はゼロとはいえない。

○ 機器に障害がない場合は、県庁舎の非常用発電設備に接続されていることから、被災により停電になった場合でも、3日程度は稼働できる。

なお、電子計算機室の電気系統は、照明器具を除き、県庁舎全体の電気系統とは別となっている。

また、機器にはUPS(無停電電源装置)機能が備わっており、停電しても正常にシャットダウンするまでの間、電源が供給できる仕組みになっている。

○ 機器は大量に熱を発生することから、常時空調による冷却が必要であり、空調が停止すると、ハードウェアは高温により稼働停止する。

電子計算機室の空調は、県庁舎全体の空調(ガス動力)とは別の設備を使用しており、この設備も非常用発電設備に接続されていることから、被災によりガス供給がストップしても影響は受けず、非常用発電装置が稼働している間は冷却できる。

なお、電子計算機室の空調は2系統あり、いずれも24時間運転となっている。一方が機器そのものを冷却するもので、もう一方は室内の空調・換気用である。2系統とも非常用発電装置に接続している。

○ 主要システムは、いずれも定期のバックアップ機能があるため、直近のバックアップデータは確保されている。

【課題】 ○ 非常用発電設備による電力の供給が可能な間に、各システムを正常にシャットダウンさせる必要がある。

○ 電子計算機室の機器が非常用発電設備により稼働している間も、各執務室のパソコン等の電源を確保しないと、職員はシステムを使えない。

○ 復電後は、速やかに各システムを復旧させていく必要があるが、この場合

の優先順位付けや復旧に要する時間等について、予め想定し、必要な対策を講じておく必要がある。

- 電子県庁関係のシステムについては、機器の配備先であるビルの管理者と連携し、適切な措置を講じる必要がある。

【 対 策 】

○ 県庁LANについては、保守業者による24時間365日の常時監視体制が確立されており、災害発生時には影響報告が県担当者に届けられ対応を行うとともに、引き続き保守業者によるパトロール・状況報告が随時実施される。

また、電子計算機室に設置しているシステムについても、緊急時連絡体制が確立されている。

○ こうした監視体制や連絡体制を、発災時においても、確実に機能させることが重要である。

※ 各システムの復旧見込時間は、復電後2～3時間程度。

- (前提条件)
- ・復電は3日を想定
 - ・ハードウェアに致命的な損傷がないこと
 - ・ネットワークが復旧していること
 - ・空調設備が復旧していること

9 職員用食料等

【 現 状 】 ○ 職員用食料等の備蓄は行っていない。

○ 全職員に配布している職員防災ポケットブックにおいて、職員は参集時に2～3日分の食料・水等を携行するよう定めている。

○ 発災時には、県庁の職員会館売店（地方職員共済組合直営）から在庫商品の提供が受けられるよう連携を図っている。

○ 県庁食堂（民間委託）からは在庫食料の提供が受けられるよう連携を図っている。

【 課 題 】 ○ 発災時、災害復旧業務にあたる職員の食料等を確保する必要がある。

【 対 策 】

① 緊急時に職員が十分な量の食料・水等を携行できるよう、自宅における備蓄の徹底を呼びかける。

② 県庁の売店・食堂事業者との連携や民間事業者との災害時応援協定の活用等により、食料・水の確保に努める。

1 想定する災害、被害想定等

出先機関に関して想定する災害は、大規模災害時に各地域に設置される災害対策地方本部の拠点となる下表の総合庁舎等の所在地に大きな被害をもたらすと予測されるものを想定する。

地 域	庁 舎	所在地
岩 国	岩国総合庁舎	岩国市
柳 井	柳井総合庁舎	柳井市
周 南	周南総合庁舎	周南市
山口・防府	山口総合庁舎	山口市
宇部・美祢	宇部総合庁舎	宇部市
下 関	下関総合庁舎	下関市
長 門	長門土木建築事務所庁舎	長門市
萩	萩総合庁舎	萩 市

庁舎が最も被害を受ける災害としては、まず、本県における被害想定等の中から、次表に掲げる地震を想定対象とする。（平成20年3月「山口県地震被害想定調査報告書（冬の昼12時、風速15m/sの場合）」による。）

また、岩国総合庁舎及び柳井総合庁舎においては、河川又は津波による浸水が想定されることから、これも想定の対象として対策を検討することとする。

※岩国・柳井両総合庁舎の浸水想定

○岩国総合庁舎

- ・河川 浸水深0.5m未満（「錦川水系錦川・門前川浸水想定区域図」）
- ・津波 浸水深0.3m以上1.0m未満（「山口県津波浸水想定図」）

○柳井総合庁舎

- ・河川 浸水深2.0m以上（「柳井川水系柳井川浸水想定区域図」）
- ・津波 浸水深1.0m以上2.0m未満（「山口県津波浸水想定図」）

地 域	岩 国	柳 井	周 南	山 口
区 分	小方－小瀬断層	日積断層	周防灘断層群主部	山口盆地北西縁断層
マグニチュード	7.2	6.7	7.6	6.6
地震動(最大震度)	7	6強	6強	6強
震 度 別 面 積 率	7	0.9 %	0.0 %	0.0 %
	6強	24.9 %	0.2 %	4.2 %
	6弱	39.8 %	70.4 %	25.8 %
	5強	34.4 %	16.9 %	61.1 %
	5弱	0.0 %	12.5 %	0.0 %
	4以下	0.0 %	0.0 %	0.0 %
人的被害	4,526 人	223 人	798 人	2,965 人
死者	1,364 人	26 人	67 人	501 人
負傷者	3,162 人	197 人	731 人	2,464 人
物的被害(建物)	49,322 棟	3,800 棟	12,407 棟	25,891 棟
全壊	17,495 棟	585 棟	1,957 棟	6,237 棟
半壊	27,318 棟	2,907 棟	9,864 棟	17,427 棟
焼失	4,509 棟	308 棟	586 棟	2,227 棟
ライフライン被害				
上水道(人口)	141,054 人	23,432 人	99,733 人	106,263 人
復旧見込み	4日以内	－	－	4日以内
下水道(人口)	13,241 人	5,105 人	37,700 人	41,152 人
復旧見込み	上水道復旧後	－	－	上水道復旧後
電力(棟数)	69,321 棟	2,936 棟	9,870 棟	63,013 棟
復旧見込み	5日以内	－	－	5日以内
通信(回線)	3,533 回線	220 回線	440 回線	1,602 回線
復旧見込み	10日～2週間	－	－	10日～2週間
ガス(世帯)	0 世帯	0 世帯	0 世帯	26,303 世帯
復旧見込み	－	－	－	2週間以内

※ 復旧見込み欄の「－」は、「該当なし」または「データなし」。

地 域	宇 部	下 関	長 門	萩
区 分	宇部東部断層+下郷断層	菊川断層	渋木断層	萩北断層
マグニチュード	7.0	7.0	6.8	6.8
地震動(最大震度)	7	7	6弱	6強
震 度 別 面 積 率	7	0.3%	0.1%	0.0%
	6強	19.1%	19.1%	0.0%
	6弱	65.9%	48.1%	45.1%
	5強	14.8%	31.9%	47.9%
	5弱	0.0%	0.8%	7.0%
	4以下	0.0%	0.0%	0.0%
人的被害	3,577人	1,498人	194人	663人
死者	564人	168人	21人	93人
負傷者	3,013人	1,330人	173人	570人
物的被害(棟)	30,875棟	15,374棟	2,829棟	9,166棟
全壊	7,591棟	3,496棟	381棟	2,006棟
半壊	20,605棟	11,409棟	2,448棟	6,417棟
焼失	2,679棟	469棟	0棟	743棟
ライフライン被害				
上水道(人口)	146,942人	164,274人	13,763人	40,361人
復旧見込み	4日以内	4日以内	—	—
下水道(人口)	38,924人	43,425人	8,260人	10,862人
復旧見込み	上水道復旧後	上水道復旧後	—	—
電力(棟数)	21,978棟	17,878棟	1,707棟	26,858棟
復旧見込み	4日以内	2日以内	—	—
通信(回線)	2,034回線	329回線	10回線	509回線
復旧見込み	10日~2週間	3~10日	—	—
ガス(世帯)	14,198世帯	0世帯	0世帯	0世帯
復旧見込み	3週間以内	—	—	—

※ 復旧見込み欄の「—」は、「該当なし」または「データなし」。

2 非常時優先業務と必要人員・参集可能職員数

(1) 非常時優先業務の選定

全ての出先機関で検討し、選定した結果、非常時優先業務は、378業務となった。

区 分	選 定 方 法	業 務 数
応 急 業 務	山口県地域防災計画で定める応急活動	163
優先すべき通常業務	主要な所掌業務のうちから各部局で選定	215
計		378

※応急業務には、被害情報の収集等の「出先機関共通業務」を含む。

[主な非常時優先業務]

機関名	応 急 業 務	優先すべき通常業務
共 通	出先機関共通業務 被害情報の収集、職員の安否確認 庁舎の安全点検、応急復旧 市町の災害応急対策への支援 来庁者等の避難誘導措置 等	—
県税事務所		県税の減免、徴収猶予
県 民 局	災害対策県本部等との連絡調整 被災者相談窓口の設置	広報、広聴 労働、雇用対策
健康福祉センター	災害救助法に基づく救助の実施 救援物資の現地配分、配送 被災者の健康管理、保健相談 被災地の食品衛生、環境衛生	精神保健、難病に関する業務 飲料水、食品衛生等に関する業務 水質汚濁、大気汚染等の事故対応
農林水産事務所	農作物等の被害状況調査 農地農業用施設の応急復旧 治山・林道施設等の応急復旧	
水産振興局 農林水産事務所 (水産部)	漁港・水産関係施設の被害状況報告 漁港・水産業施設の応急復旧	下関漁港施設、地方卸売市場の維持管理
土木建築事務所	緊急輸送路の確保 土木施設等の応急復旧 応急仮設住宅の建設	土木施設等の維持管理 住宅相談
利水事務所 発電事務所 工業用水道事務所	発電所施設、工業用水道施設の応急復旧 工業用水使用者との連絡調整	発電及び給電 工業用水の供給
県立学校	児童生徒の避難誘導措置 児童生徒、教職員の安否確認 学校施設の安全点検、応急復旧 被災児童生徒への医療、防疫、給食等 避難所の開設（避難施設となっている場合）	授業及び特別活動の実施 転入学・編入学、入学者選抜 スクールネットワーク21

(2) 必要人員

各目標時間において、非常時優先業務を遂行するために必要な人員は次のとおり。

地域	1時間	3時間	1日	3日	2週間
岩国	90	125	195	240	348
柳井	82	125	176	214	294
周南	119	169	322	394	498
山口・防府	210	336	606	716	876
宇部・美祢	100	136	242	307	447
下関	127	184	295	368	536
長門	44	62	96	119	174
萩	74	98	159	182	255
合計	846	1,235	2,091	2,540	3,428

(3) 参集可能職員数

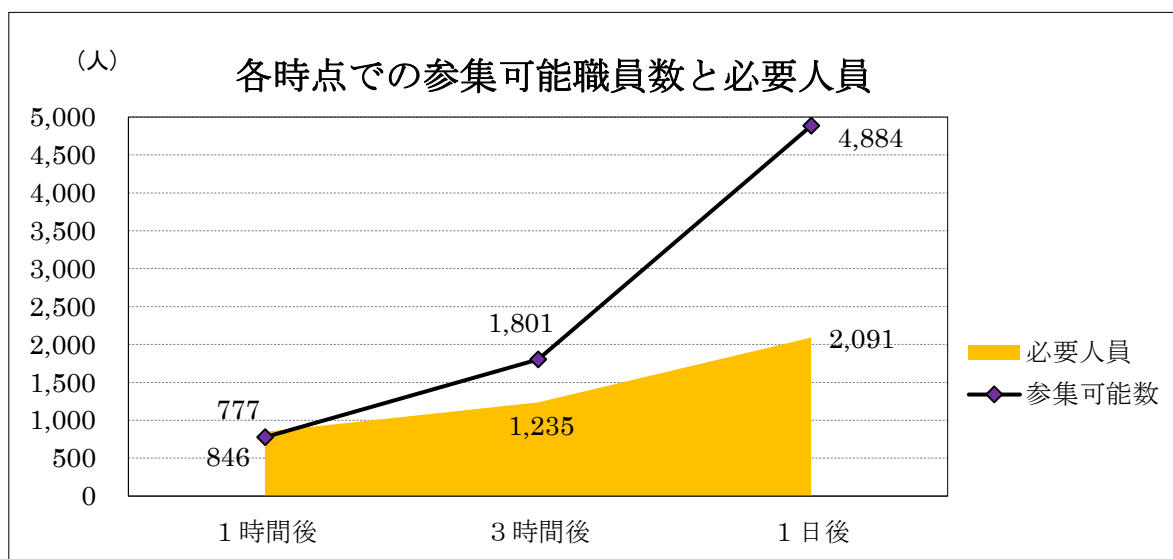
発災から時系列に参集可能職員数を予測した結果は次のとおり。

地域別や所属単位で見ると、特に発災後3時間までの間、参集可能職員数が必要人員数を下回るころがあることから、人員不足を補うための職員の応援体制について、あらかじめ想定しておく必要がある。（本編5ページ「(3) 職員の応援体制」参照）

【全 県】

(単位：人)

区 分	1時間	3時間	1日
参集可能職員 (A)	777	1,801	4,884
非常時優先業務必要人員数 (B)	846	1,235	2,091
差 (A-B)	△69	566	2,793



【地域別】

[岩国地域]

(単位：人)

区 分	1 時間	3 時間	1 日
参 集 可 能 職 員 (A)	8 5	1 8 2	4 5 9
非常時優先業務必要人員数 (B)	9 0	1 2 5	1 9 5
差 (A - B)	△ 5	5 7	2 6 4

[柳井地域]

(単位：人)

区 分	1 時間	3 時間	1 日
参 集 可 能 職 員 (A)	5 9	1 1 2	4 3 0
非常時優先業務必要人員数 (B)	8 2	1 2 5	1 7 6
差 (A - B)	△ 2 3	△ 1 3	2 5 4

[周南地域]

(単位：人)

区 分	1 時間	3 時間	1 日
参 集 可 能 職 員 (A)	1 2 2	2 5 5	7 1 2
非常時優先業務必要人員数 (B)	1 1 9	1 6 9	3 2 2
差 (A - B)	3	8 6	3 9 0

[山口・防府地域]

(単位：人)

区 分	1 時間	3 時間	1 日
参 集 可 能 職 員 (A)	2 1 4	5 3 3	1, 2 7 0
非常時優先業務必要人員数 (B)	2 1 0	3 3 6	6 0 6
差 (A - B)	4	1 9 7	6 6 4

[宇部・美祢地域]

(単位：人)

区 分	1 時間	3 時間	1 日
参 集 可 能 職 員 (A)	9 2	2 2 0	7 3 2
非常時優先業務必要人員数 (B)	1 0 0	1 3 6	2 4 2
差 (A - B)	△ 8	8 4	4 9 0

[下関地域]

(単位：人)

区 分	1時間	3時間	1日
参集可能職員(A)	117	347	779
非常時優先業務必要人員数(B)	127	184	295
差(A-B)	△10	163	484

[長門地域]

(単位：人)

区 分	1時間	3時間	1日
参集可能職員(A)	18	45	172
非常時優先業務必要人員数(B)	44	62	96
差(A-B)	△26	△17	76

[萩地域]

(単位：人)

区 分	1時間	3時間	1日
参集可能職員(A)	70	107	330
非常時優先業務必要人員数(B)	74	98	159
差(A-B)	△4	9	171

3 業務継続のための執務環境の確保

【現状】

岩国総合庁舎

区分	現 状
庁 舎	<p>○平成8年3月竣工で、震度6強に耐え得る構造となっており、倒壊の危険性は低い。</p> <p>※岩国地区において想定している「小方-小瀬断層」による地震の最大震度は7であるが、岩国総合庁舎所在地付近の震度は、最大で6強と推定されている。</p>
電 力	<p>○受電系統は1系統。</p> <p>○非常用発電設備は次のとおり。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>出 力 875KVA × 1基</p> <p>燃 料 A重油 屋内タンク 5000ℓ × 1基</p> <p style="padding-left: 150px;">1950ℓ × 1基</p> <p>稼働時間 発電機の最大運用負荷（700kW）で1.5日程度</p> </div> <p>※河川又は津波の浸水想定区域内であり、非常用発電設備が浸水する可能性がある。</p>
水 道	<p>【現状】</p> <p>○水道水は、岩国市からの1系統。受水槽から屋上の高架水槽にポンプアップし、自然流下により各所に給水されている。</p> <p>○発災時における受水槽の残留水による給水可能日数は、通常使用量で2日間程度である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>残留水 63t</p> <p>使用量 30t/日</p> </div>
下水道	○下水については、直接公共下水道に排水する。
ガ ス	○プロパンガスで供給されており、給湯に使用されている。
空 調	○灯油（地下タンク 18,000ℓ）を燃料とし、冷暖房に使用している。
エレベーター	○管制運転機能が備わっており、停電による閉じ込め発生の可能性は低い。
通 信	<p>[NTT回線]</p> <p>○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。</p> <p>○災害時優先電話を1回線分確保している。</p> <p>[防災行政無線]</p> <p>○庁内いずれの電話機からも使用可能である。</p>
情報システム	○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。

柳井総合庁舎

区分	現 状
庁 舎	○昭和54年10月竣工であるが、耐震補強工事により、震度6強に耐え得る構造となっており、倒壊の危険性は低い。
電 力	<p>○受電系統は1系統。 ○非常用発電設備は次のとおり。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>出 力 175KVA × 1基 燃 料 A重油 地下タンク 5000ℓ × 1基 稼働時間 発電機の最大運用負荷（140kW）で3日程度</p> </div> <p>※河川又は津波の浸水想定区域内であり、非常用発電設備が浸水する可能性がある。</p>
水 道	<p>【現状】 ○水道水は、柳井市からの1系統。受水槽から屋上の高架水槽にポンプアップし、自然流下により各所に給水されている。 ○発災時における受水槽の残留水による給水可能日数は、通常使用量で0.5日間程度である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>残留水 7 t 使用量 11 t/日</p> </div>
下水道	○下水については、直接公共下水道に排水する。
ガ ス	○プロパンガスで供給されており、給湯に使用されている。
空 調	○A重油（地下タンク 5,000ℓ）を燃料とし、冷暖房に使用している。
エレベーター	○管制運転機能が備わっており、停電による閉じ込め発生の可能性は低い。
通 信	<p>[NTT回線] ○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。 ○災害時優先電話を1回線分確保している。 [防災行政無線] ○各所属の専用電話機から使用可能である。</p>
情 報 システム	○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。

周南総合庁舎

区分	現 状
庁 舎	○平成17年9月竣工で、震度6強に耐え得る構造となっており、倒壊の危険性は低い。
電 力	○受電系統は1系統。 ○非常用発電設備は次のとおり。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 出 力 300KVA × 2基 燃 料 軽油 地下タンク 7000ℓ × 2基 稼働時間 発電機の最大運用負荷（480kW）で3日程度 </div>
水 道	【現状】 ○水道水は、周南市からの1系統。受水槽からポンプにより各所に給水されている。 ○発災時における受水槽残留水による給水可能日数は、通常使用量で0.5日間程度である。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 残留水 14t 使用量 20t/日 </div>
下水道	○下水については、直接公共下水道に排水する。
ガ ス	○都市ガスで供給されており、給湯に使用されている。
空 調	○都市ガスを燃料とし、冷暖房に使用している。
エレベーター	○管制運転機能が備わっており、停電による閉じ込め発生の可能性は低い。
通 信	[NTT回線] ○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。 ○災害時優先電話を10回線分確保している。 [防災行政無線] ○庁内いずれの電話機からも使用可能である。
情 報 システム	○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。

山口総合庁舎

区分	現 状
庁 舎	○昭和57年3月竣工であるが、耐震補強工事により、震度6強に耐え得る構造となっており、倒壊の危険性は低い。
電 力	○受電系統は1系統。 ○非常用発電設備は次のとおり。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 出 力 175KVA × 1基 燃 料 A重油 地下タンク 40000 × 1基 稼働時間 発電機の最大運用負荷 (140kW) で3日程度 </div>
水 道	【現状】 ○水道水は、山口市からの1系統。受水槽から屋上の高架水槽にポンプアップし、自然流下により各所に給水されている。 ○発災時における受水槽の残留水による給水可能日数は、通常使用量で1日間程度である。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 残留水 10t 使用量 10t/日 </div>
下水道	○下水については、公共下水道に排水するが、排水槽（容量は0.5日程度）がある。
ガ ス	○都市ガスで供給されており、給湯に使用されている。
空 調	○電気及び都市ガスを燃料とした2系統あり、冷暖房に使用している。
エレベーター	○管制運転機能が備わっており、停電による閉じ込め発生の可能性は低い。
通 信	[NTT回線] ○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。 ○災害時優先電話を6回線分確保している。 [防災行政無線] ○各所属の専用電話機から使用可能である。
情 報 システム	○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。

宇部総合庁舎

区分	現 状						
庁 舎	<p>○昭和56年1月竣工であるが、耐震補強工事により、震度6強に耐え得る構造となっており、倒壊の危険性は低い。</p> <p>※宇部地区において想定している「宇部東部断層+下郷断層」による地震の最大震度は7であるが、宇部総合庁舎所在地付近の震度は、最大で6弱～6強と推定されている。</p>						
電 力	<p>○受電系統は1系統。</p> <p>○非常用発電設備は次のとおり。</p> <table border="1" style="border-style: dashed; width: 100%;"> <tr> <td>出 力</td> <td>125KVA × 1基</td> </tr> <tr> <td>燃 料</td> <td>A重油 地下タンク 3000ℓ × 1基</td> </tr> <tr> <td>稼働時間</td> <td>発電機の最大運用負荷（100kW）で3日程度</td> </tr> </table>	出 力	125KVA × 1基	燃 料	A重油 地下タンク 3000ℓ × 1基	稼働時間	発電機の最大運用負荷（100kW）で3日程度
出 力	125KVA × 1基						
燃 料	A重油 地下タンク 3000ℓ × 1基						
稼働時間	発電機の最大運用負荷（100kW）で3日程度						
水 道	<p>【現状】</p> <p>○水道水は、宇部市からの1系統。受水槽はなく直接屋上の高架水槽にポンプアップし、自然流下により各所に給水されている。</p> <p>○発災時には、残留水による給水は行えない。</p> <table border="1" style="border-style: dashed; width: 100%;"> <tr> <td>残留水</td> <td>なし</td> <td>使用量</td> <td>12t/日</td> </tr> </table>	残留水	なし	使用量	12t/日		
残留水	なし	使用量	12t/日				
下水道	<p>○下水については、公共下水道に排水するが、排水槽（容量は0.5日程度）がある。</p>						
ガ ス	<p>○都市ガスで供給されており、給湯に使用されている。</p>						
空 調	<p>○都市ガスを燃料とし、冷暖房に使用している。</p>						
エレベーター	<p>○管制運転機能が備わっており、停電による閉じ込め発生の可能性は低い。</p>						
通 信	<p>[NTT回線]</p> <p>○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。</p> <p>○災害時優先電話を6回線分確保している。</p> <p>[防災行政無線]</p> <p>○各所属の専用電話機から使用可能である。</p>						
情 報 システム	<p>○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。</p>						

下関総合庁舎

区分	現 状						
庁 舎	<p>○昭和42年3月竣工であるが、耐震補強工事により、震度6強に耐え得る構造となっており、倒壊の危険性は低い。</p> <p>※下関地区において想定している「菊川断層」による地震の最大震度は7であるが、下関総合庁舎所在地付近の震度は、最大で5強と推定されている。</p>						
電 力	<p>○受電系統は1系統。</p> <p>○非常用発電設備は次のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>出 力</td> <td>100KVA × 1基</td> </tr> <tr> <td>燃 料</td> <td>A重油 屋外タンク 1950ℓ × 1基</td> </tr> <tr> <td>稼働時間</td> <td>発電機の最大運用負荷（80kW）で3日程度</td> </tr> </table>	出 力	100KVA × 1基	燃 料	A重油 屋外タンク 1950ℓ × 1基	稼働時間	発電機の最大運用負荷（80kW）で3日程度
出 力	100KVA × 1基						
燃 料	A重油 屋外タンク 1950ℓ × 1基						
稼働時間	発電機の最大運用負荷（80kW）で3日程度						
水 道	<p>【現状】</p> <p>○水道水は、下関市からの1系統。受水槽からポンプにより各所に給水されている。</p> <p>○発災時における受水槽残留水による給水可能日数は、通常使用量で0.5日間程度である。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>残留水</td> <td>7 t</td> <td>使用量</td> <td>13 t / 日</td> </tr> </table>	残留水	7 t	使用量	13 t / 日		
残留水	7 t	使用量	13 t / 日				
下水道	○下水については、直接公共下水道に排水する。						
ガ ス	○都市ガスで供給されており、給湯に使用されている。						
空 調	○都市ガスを燃料とし、冷暖房に使用している。						
エレベーター	○管制運転機能が備わっており、停電による閉じ込め発生の可能性は低い。						
通 信	<p>[N T T回線]</p> <p>○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。</p> <p>○災害時優先電話を1回線分確保している。</p> <p>[防災行政無線]</p> <p>○各所属の専用電話機から使用可能である。</p>						
情 報 システム	○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。						

長門土木建築事務所庁舎

区分	現 状
庁 舎	○昭和62年7月竣工で、震度6強に耐えうる構造（昭和56年施行の改正建築基準法の耐震基準）となっており、倒壊の危険性は低い。
電 力	<p>○受電系統は1系統。</p> <p>○非常用発電設備は次のとおり。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>出 力 25KVA × 1基</p> <p>燃 料 A重油 3900 × 1基</p> <p>稼働時間 発電機の最大運用負荷（20kW）で2日程度</p> </div>
水 道	<p>【現状】</p> <p>○水道水は、長門市水道に直結して給水しており、断水時には、残留水による給水は行えない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>残留水 なし</p> <p>使用量 4.5 t / 日</p> </div>
下水道	○下水については、直接公共下水道に排水する。
ガ ス	○プロパンガスで供給されており、給湯に使用されている。
空 調	○A重油（地下タンク 1,000ℓ）を燃料とし、冷暖房に使用している。
エレベーター	○設置していない。
通 信	<p>[N T T回線]</p> <p>○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。</p> <p>○災害時優先電話を1回線分確保している。</p> <p>[防災行政無線]</p> <p>○庁内いずれの電話機からも使用可能である。</p>
情 報 システム	○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。

萩総合庁舎

区分	現 状
庁 舎	○昭和45年9月竣工であるが、耐震診断の結果、震度6強に耐え得る構造となっており、倒壊の危険性は低い。
電 力	○受電系統は1系統。 ○非常用発電設備は次のとおり。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 出 力 100KVA × 1基 燃 料 A重油 屋内タンク 19500 × 1基 稼働時間 発電機の最大運用負荷（80kW）で3日程度 </div>
水 道	【現状】 ○水道水は、萩市からの1系統。受水槽から屋上の高架水槽にポンプアップし自然流下により各所に給水されている。 ○発災時における受水槽の残留水による給水可能日数は、通常使用量で0.5日間程度である。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 残留水 17t 使用量 30t/日 </div>
下水道	○下水については、直接公共下水道に排水する。
ガ ス	○プロパンガスで供給されており、給湯に使用されている。
空 調	○A重油（地下タンク 3,000ℓ）を燃料とし、冷暖房に使用している。
エレベーター	○管制運転機能が備わっており、停電による閉じ込め発生の可能性は低い。
通 信	[NTT回線] ○通信用電源は、非常用発電設備に接続されている。 ○災害時優先電話を9回線分確保している。 [防災行政無線] ○各所属の専用電話機から使用可能である。
情 報 システム	○県庁LANの通信を集約している機器は、非常用発電設備に接続されている。

【課題・対策】（各庁舎共通）

区分	課題・対策
庁舎	<p>【課題・対策】</p> <p>○各総合庁舎等の所在地における最大想定震度は6強以下であり、いずれの庁舎も震度6強に耐えうる構造となっているため、倒壊する危険性は低い。</p> <p>○庁舎に甚大な被害が生じた場合等においては、必要に応じて、近隣の総合庁舎や県有施設等を活用する。</p>
電力	<p>【課題】</p> <p>○非常用電源対応コンセントが限定されているため、停電時には県庁LANをはじめ、パソコン、コピー機、ファックス等の電気機器類の多くが使用できなくなる。</p> <p>○非常用発電設備の稼働時間延長のための燃料タンク増設等は困難。</p> <p>○地震や浸水被害等の影響により、電源を喪失する可能性がある。</p> <p>【対策】</p> <p>○非常用電源対応コンセントの位置を職員に周知するとともに、マーキング等により一見して判別できるようにする。</p> <p>○対応コンセントが設置されていない所属においては、停電時の執務場所等について検討しておく。</p> <p>○対応コンセントを増設する。</p> <p>○停電時に、執務場所の集約やエレベーターの稼働停止など、徹底した節電対策に努める。</p> <p>○電源を喪失した場合は、民間事業者との災害時応援協定の活用等により、速やかに電源の復旧を図るとともに、代替電源の確保に努める。</p>
水道	<p>【課題】</p> <p>○発災時、水道管は管路の破損等による断水が想定される。この場合、庁舎の残留水による給水可能日数は、通常使用量で0.5日～2日間程度である。（宇部総合庁舎、長門土木建築事務所庁舎は残留水なし。）</p> <p>【対策】</p> <p>○断水時には、残留水の給水期間ができるだけ伸長するよう、節水に努める。</p>

<p>下水道</p>	<p>【課題】</p> <p>○各市の下水道施設が損壊した場合は、排水不能となる。排水槽がある庁舎（山口・宇部）についても、容量は0.5日程度である。</p> <p>【対策】</p> <p>○民間事業者との災害時応援協定の活用等により、仮設トイレの設置を検討する。</p>
<p>ガス</p>	<p>【課題】</p> <p>○都市ガスで供給されている庁舎（周南・山口・宇部・下関）においては、ガスを貯留する施設がなく、供給がストップした場合、給湯設備が使用できない。</p> <p>○発災後は、漏洩による危険性があるため、安全性が確認されるまで使用できない。</p> <p>【対策】</p> <p>○ガス事業者にも漏洩等の点検を要請する。</p>
<p>空調</p>	<p>【課題】</p> <p>○都市ガスのみを燃料としている庁舎（周南・宇部・下関）においては、供給がストップした場合、空調設備が使用できない。</p> <p>○重油や灯油を燃料としている庁舎においても、停電時には空調設備を使用できない。</p> <p>【対策】</p> <p>○民間事業者との災害時応援協定に基づき、電源や燃料を確保する。</p> <p>○非常用発電設備の使用中は、空調の稼働を停止するなど極力動かさないよう努める必要がある。</p>
<p>エレベーター</p>	<p>【課題・対策】</p> <p>○電力消費量が大きいため、非常用発電設備の使用中は、エレベーターの稼働を停止するなど極力動かさないよう努める。</p>

<p style="text-align: center;">通 信</p>	<p>【課題】</p> <p>○NTT回線は、断線等がない場合でも、輻輳により通信が困難な可能性が高い。なお、その場合でも、災害時優先電話は通信できる（発信のみ）ため、仕組みについて、職員への周知が必要である。</p> <p>○災害時優先電話回線は、全ての庁舎に確保されているが、庁舎ごとに確保数に差がある。</p> <p>○防災行政無線は、専用の無線回線であるため、信頼性の高いシステムであるが、接続先によっては回線数が限定される。</p> <p>○いずれの庁舎にも、衛星携帯電話が備え付けられていない。</p> <p>【対策】</p> <p>○災害時優先電話については、職員に周知を図るとともに、マーキング等により、一見して判別できるようにしておく。なお、確保回線数の少ない庁舎においては、回線の増設についても検討する。</p> <p>○防災行政無線については、いつでも使えるよう、職員研修を行っておく。また、回線数が限定されているため、災害対策本部の優先使用とするとともに、通話時間を最短とするよう心がける。</p>
<p style="text-align: center;">情 報 システム</p>	<p>【課題】</p> <p>○機器が非常用発電設備により稼働している間も、各事務室のパソコン等の電源が確保されていなければ、職員はシステムを使えない。</p> <p>【対策】</p> <p>○県庁LANについては、保守業者による24時間365日の常時監視体制が確立されており、災害発生時には、県担当者に影響報告が届けられ、対応を行うとともに、引き続き保守業者による状況報告が随時実施される。</p> <p>○こうした監視体制や連絡体制を、発災時においても、確実に機能させることが重要である。</p>